

やすらぎ会員様限定

JAやすらぎ貯金

スーパー定期積金

定期積金契約時の店頭表示利率に

金利 年**0.1**%を
上乗せします。

【30万円コース】

毎月 5,000円 × 5年 (60回)
満期金額 30万円 + お利息

【60万円コース】

毎月 10,000円 × 5年 (60回)
満期金額 60万円 + お利息

スーパー定期貯金

定期1年ものの店頭表示利率に

金利 年**0.1**%を
上乗せします。

契約期間: 1年

お預入金額: 30万円以上200万円以下(1万円単位)

商品概要説明書(やすらぎ貯金)

(2019年4月1日現在)

| | |
|---|---|
| 商品名 | ・定期貯金(愛称：やすらぎ定期貯金) |
| 販売対象 | ・個人(やすらぎ会員のみ) |
| 期間 | ・1年 |
| 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 | <ul style="list-style-type: none"> ・一括預入 ・ATMでのお預け入れは対象外となります。 ・30万円以上200万円まで ・1円単位 |
| 払戻方法 | ・満期日以後に一括して払い戻します。 |
| 利息 (1) 適用金利 (2) 満期後の 取り扱い (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方 法 | <ul style="list-style-type: none"> ・預入時のスーパー定期貯金(1年)の店頭表示利率に年0.1%(税引後 0.08% ※ 2037年12月31日までの間は0.079%となります。)を上乗せした利率(約定利率)を満期日まで適用します。自動継続の場合には原則としてスーパー定期貯金の自動継続時の店頭表示の利率を当該満期日まで適用します。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算 ・20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ・店頭表示金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または窓口でお問い合わせください。 |
| 付加できる特約事項 | ・マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。 |
| 商品名 | ・定期積金(愛称：やすらぎ貯金) |
| ご利用いただける方 | ・個人(やすらぎ会員のみ) |
| 期間 | ・定額式 60か月 |
| 払込方法 (1) 払込方法 (2) 払込金額 | <ul style="list-style-type: none"> ・払込サイクルは毎月で口座振替とします。預入時のお申し出により、最大6回まで増額月を設定できます。 ・1回あたり5,000円または10,000円 |
| 払戻方法 | ・約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して契約給付金を払い戻します。 |
| 給付補填金 (1) 適用利回り (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報 | <ul style="list-style-type: none"> ・当初契約時の約定利回りに年0.1%上乗せ(組合員の方)します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算をします。 ・20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税となります。 ・金利(約定利回り)は店頭の金利表示ボードに表示しています。または窓口でお問い合わせください。 |
| 手数料 | — |
| 付加できる特約事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・個人のお客さまは総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期積金の約定利回りに年0.5%を上乗せした利率) ・普通貯金等からの自動振替による払込ができます。 |
| 中途解約時の取扱い | <ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息相当額とともに払い戻します。 (1) 初回掛込日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日における普通貯金利率 (2) 初回掛込日から解約日までの期間が1年以上の場合 契約時の約定利回り×60% ただし、解約日における普通貯金利率を下限とします。 |
| 苦情処理措置および 紛争解決措置の内容 | <p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合の各支所または本店営業部(電話：0897-37-1003)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話：03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合の各支所、本店営業部またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>愛媛弁護士会(電話：089-941-6279)</p> |
| その他参考となる事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。 ・または契約時の約定利回り(年365日の日割計算)の割合による延滞利息をいただきます。 ・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。 ・金融情勢等により途中で変更または終了することがあります。 ・この定期積金は他のキャンペーンとしてのお取り扱いはできません。 |

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JA新居浜市